

久喜宮代衛生組合議会
令和5年第1回定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号） について	1
議案第 2 号	令和5年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について	2
議案第 3 号	久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例	3
議案第 4 号	久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例	4
議案第 5 号	久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例	7
議案第 6 号	久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条 例の一部を改正する条例	1 1
議案第 7 号	久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を 改正する条例	1 3
議案第 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例	3 0
議案第 9 号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	3 2

議案第 1 号

令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第2号

令和5年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

令和5年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第3号

久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

情報公開の手続きについて所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第4号

久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「久喜宮代衛生組合の機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する方法のうち写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(個人情報取扱事務届出書等)

第4条 久喜宮代衛生組合の機関は、個人情報を取り扱う事務(個人が検索し得る形で個人情報が記録された行政文書等を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の収集対象者
- (4) 個人情報の主な収集等の方法
- (5) 個人情報の記録の項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 久喜宮代衛生組合の機関又は国若しくは他の地方公共団体の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので久喜宮代衛生組合の機関が定めるもの
- (2) 久喜宮代衛生組合の機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務若しくは

福利厚生その他これらに準ずる事項が記録されたもので久喜宮代衛生組合の機関が定めるもの

- 3 管理者は、個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供しなければならない。
(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、久喜宮代衛生組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、久喜宮代衛生組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、久喜宮代衛生組合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、久喜宮代衛生組合の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限
(実施状況の公表)

第6条 管理者は、毎年1回、保有個人情報の開示等の実施状況を公表するものとする。
(運営審議会への諮問)

第7条 久喜宮代衛生組合の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第12号)第1条に規定する久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、久喜宮代衛生組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、久喜宮代衛生組合の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 久喜宮代衛生組合個人情報保護条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第10号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の久喜宮代衛生組合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第28条第2項の規定によるその職務若しくは受託事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条又は第20条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止、利用の停止若しくは消去又は提供の停止については、なお従前の例による。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例で規定する必要がある事項について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第5号

久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例

久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第9号。以下「情報公開条例」という。）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び久喜宮代衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第 号。以下「衛生組合議会個人情報保護条例」という。）の規定による審査請求について調査審議するため、久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において「諮問庁」とは、情報公開条例第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした久喜宮代衛生組合の機関並びに衛生組合議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問した議長をいう。

2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等（次条第1号において「公開決定等」という。）に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等（次条第2号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものに限る。）並びに衛生組合議会個人情報保護条例第21条第5号アに規定する開示決定等、第36条第1項に規定する訂正決定等又は第43条第1項に規定する利用停止決定等（次条第3号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報をいう。

（所掌事項）

第3条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項に規定する開示請求、個

個人情報保護法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは個人情報保護法第98条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
(3) 衛生組合議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は衛生組合議会個人情報保護条例第19条第2項に規定する開示請求、衛生組合議会個人情報保護条例第32条第2項に規定する訂正請求若しくは衛生組合議会個人情報保護条例第39条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(組織)

第4条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項に規定する閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により委嘱された久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に久喜宮代衛生組合情報公開条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第9号)第18条第1項の規定により諮問された事項で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 この条例の施行前に久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜宮代衛生組合条例第 号)附則第2条の規定による廃止前の久喜宮代衛生組合個人情報保護条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第10号)第24条の2第1項の規定により諮問された事項で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護審査会について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び久喜宮代衛生組合個人情報保護条例（平成14年衛生組合条例第10条。以下「保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第 号。以下「法施行条例」という。）という。）及び久喜宮代衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第 号。以下「衛生組合議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開条例第22条第2項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。
- (2) 法施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (3) 衛生組合議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関（管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。）から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。
- (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。

第2条第2項及び第3項を削る。

第5条中「関係実施機関の職員等の」を「実施機関の職員に」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護運営審議会の設置及び所掌事項について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年久喜宮代衛生組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2

号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項3項中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする。」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)第8条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等に当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、後任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員

(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場

合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、衛生組合が加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年

齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年久喜宮代衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

3 当分の間、次の各号に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

(1) 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号）附則第13項の措置

(2) 前号に掲げる措置に相当するもので規則その他の規程で定めるもの

4 前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（久喜宮代衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 久喜宮代衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上」を削り、「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項第23号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第12項の項を削り、同表第13条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削る。

第18条の表第13条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第25条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合同条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「衛生組規則の定める」を「衛生組規則で定める」に改め、同条第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項中「を超える」を「から59歳までの」に改め、同条中第12項を削り、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 60歳を超える職員については、第6項の規定にかかわらず、昇給しない。

第4条に次の1項を加える。

13 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成14年久喜宮代衛生組合同条例第3号。以下「勤務時間、休日等条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第13条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

同条中「第9条」を「第4条第3項から第11項まで、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳に達した日後における給料月額に係る経過措置)

- 13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第15項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年久喜宮代衛生組合条例第1号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 15 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第17項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(衛生組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の

属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、衛生組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、衛生組合規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項及び第17条の4第5項（第17条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第9条の2第2項中「給料、」とあるのは「給料の月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計並びに」と、第17条の4第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他の附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用	基礎給料 月額	基礎給料 月額	基礎給料 月額	基礎給料 月額	基礎給料 月額	基礎給料 月額	基礎給料 月額
短時間 勤務職 員	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,000

（久喜宮代衛生組合一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正）

第8条 久喜宮代衛生組合一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年久喜宮代衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例6号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第25条第1項」を「第25条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(久喜宮代衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 久喜宮代衛生組合職員の再任用に関する条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年久喜宮代衛生組合条例第1号(以下「旧定年条例」という。))第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。))第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の衛生組合規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定

する定年)に達している職員(当該衛生組合規則で定める職にあつては、衛生組合規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、久喜宮代衛生組合が加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の

規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の衛生組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の衛生組合規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該衛生組合規則で定める短時間勤務の職にあっては、衛生組合規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条から附則第20条までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該衛生組合規則で定める短時間勤務の職にあっては、衛生組合規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の久喜宮代衛生組

合職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 第8条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第13項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第16条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第12条第2項の規定を適用する。

第19条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の4第3項の規定を適用する。

第20条 新給与条例第17条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び久喜宮代衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第 号）附則第3条第

4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第21条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例第4条第3項及び第7項、第8条、第9条、第9条の3並びに新給与条例第4条第4項、第6項及び第8項から第12項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第22条 附則第16条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げに関する必要事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第8号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年久喜宮代衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削り、同条第3号を第2号とする。

別表(第1条関係)中

「

監査委員	一般選出委員	月額	10,000円
	議会選出委員	月額	6,000円

」

を

「

監査委員	一般選出委員	年額	120,000円
	議会選出委員	年額	72,000円

」

に改め、同表中

「

産業医	月額	30,000円
-----	----	---------

」

を

「

産業医	年額	360,000円
-----	----	----------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のもののうち、監査委員及び産業医の報酬の支給方法を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第9号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用 以 外 の 職 員	1	150,100	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	185,200	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	200,300	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	202,100	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	203,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	205,400	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	207,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	209,000	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	210,800	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	212,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	214,200	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	216,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	217,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	219,200	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	221,000	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
47	222,700	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
48	224,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	226,100	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	227,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,500
51	229,400	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,900
52	230,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	232,200	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	233,800	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,000

55	235,400	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,400
56	236,900	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	237,900	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	239,400	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,500
59	240,700	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	473,900
60	241,900	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	243,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	244,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,000
63	245,100	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,400
64	246,100	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	247,200	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	248,100	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,500
67	249,000	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	476,900
68	250,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	250,900	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	252,200	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	253,400	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	254,700	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	256,000	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	257,400	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	258,600	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
76	259,800	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	260,900	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	262,100	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	263,400	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	264,500	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	265,600	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	266,600	337,800	376,500	390,300	409,500	451,800	
83	267,800	338,300	377,000	390,600	409,800	452,100	
84	268,900	338,800	377,300	390,800	410,000	452,400	

85	269,900	339,100	377,700	391,000	410,200	452,700	
86	270,900	339,500	378,200	391,300	410,500	453,100	
87	272,000	340,000	378,600	391,600	410,800	453,400	
88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	453,700	
89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	454,000	
90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	454,400	
91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	454,700	
92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	455,000	
93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	455,300	
94	279,100	342,600	381,400	393,300	412,500		
95	280,000	343,100	381,800	393,600	412,800		
96	281,000	343,500	382,100	393,800	413,000		
97	281,500	343,700	382,500	394,000	413,200		
98	282,400	344,100	382,900	394,300	413,500		
99	283,100	344,500	383,300	394,600	413,800		
100	284,000	344,800	383,600	394,800	414,000		
101	285,000	345,100	384,000	395,000	414,200		
102	285,800	345,500	384,400	395,300	414,500		
103	286,600	345,900	384,800	395,600	414,800		
104	287,400	346,300	385,100	395,800	415,000		
105	288,200	346,800	385,500	396,000	415,200		
106	288,700	347,200	385,900	396,300	415,500		
107	289,100	347,600	386,300	396,600	415,800		
108	289,600	348,000	386,600	396,800	416,000		
109	289,800	348,500	387,000	397,000	416,200		
110	290,100	348,900	387,400	397,300	416,500		
111	290,300	349,200	387,800	397,600	416,800		
112	290,700	349,500	388,100	397,800	417,000		
113	290,900	350,000	388,500	398,000	417,200		
114	291,100	350,400	388,900	398,300	417,500		

115	291,500	350,800	389,300	398,600	417,800		
116	291,800	351,200	389,600	398,800	418,000		
117	292,100	351,500	390,000	399,000	418,200		
118	292,400	351,900	390,400	399,300	418,500		
119	292,700	352,300	390,800	399,600	418,800		
120	293,100	352,700	391,100	399,800	419,000		
121	293,400	353,000	391,500	400,000	419,200		
122	293,800	353,400	391,900		419,500		
123	294,100	353,800	392,300		419,800		
124	294,500	354,200	392,600		420,000		
125	294,700	354,500	393,000		420,200		
126	294,900	354,900	393,400		420,500		
127	295,200	355,300	393,800		420,800		
128	295,600	355,700	394,100		421,000		
129	295,800	356,000	394,500		421,200		
130	296,100	356,400			421,500		
131	296,500	356,800			421,800		
132	296,900	357,200			422,000		
133	297,100	357,500			422,200		
134		357,900					
135		358,300					
136		358,700					
137		359,000					
138		359,400					
139		359,800					
140		360,200					
141		360,500					
142		360,900					
143		361,300					
144		361,700					

145		362,000					
146		362,400					
147		362,800					
148		363,200					
149		363,500					
150		363,900					
151		364,300					
152		364,700					
153		365,000					
154		365,400					
155		365,800					
156		366,200					
157		366,500					
158		366,900					
159		367,300					
160		367,700					
161		368,000					
162		368,400					
163		368,800					
164		369,200					
165		369,500					
166		369,900					
167		370,300					
168		370,700					
169		371,000					
170		371,400					
171		371,800					
172		372,200					
173		372,500					
174		372,900					

	175		373,300					
	176		373,700					
	177		374,000					
	178		374,400					
	179		374,800					
	180		375,200					
	181		375,500					
	182		375,900					
	183		376,300					
	184		376,700					
	185		377,000					
	186		377,400					
	187		377,800					
	188		378,200					
	189		378,500					
	190		378,900					
	191		379,300					
	192		379,700					
	193		380,000					
再任用職員		215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第3項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000円」を「376,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、第24条第3項第1号の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の一般職の任期付職員の採用条例」という。)第7条第1項の規定は令和4年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び管理者の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の一般職の任期付職員の採用条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職の任期付職員の採用条例の規定による給与の内払とみなす。

(衛生組合規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は衛生組合規則で定める。

令和5年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。